

農業委員会だより

■ 発行人 飯山市農業委員長 松永晋一
 ■ 編集 飯山市農業委員会 情報委員会

農業振興委員会視察

農業振興とは

10月28日(水)、振興委員の見聞・見識向上のため飯山市と栄村の「道の駅」に併設された農産物直売所を見学してきました。

両施設とも平日にも関わらず駐車場は7〜8割ぐらい埋まり県外ナンバーも多数見られ、直売所内は秋野菜を中心にリンゴやキノコなど多数並んでいました。

秋の行楽シーズンであり、秋野菜等の収穫時期でもあり当然と言えば当然ですが、まだまだ秋作業に忙しい私にはもつと少ないお客さまを想定していました。



さらに、全市的な農業振興を考えた場合、農業従事者の減少・農業経営者(後継者)不足への対応が今すぐに取り組まなければならない問題だと思えます。農地の集積大規模化により、農業従事者の減少はある程度対応



農業振興の点から直売所を見ると、出荷・販売先のひとつとしてすつかり定着し、運営管理者や出荷者の創意工夫・努力次第では双方の売り上げはまだまだ伸び農業振興につながると思います。

しかし、現在国や市が進めている農地中間管理事業(入農地プランの一部)による担い手への農地集積・大規模化の農業経営では、多品種の品ぞろえを求められるこうした直売所への対応は難しいように思えます。簡単ではありませんが、道の駅に併設された直売所を見学しての私の感想です。

できると思いますが、主体的に取り組む農業経営者を確保することは非常に難しいと思います。しかし、「農業」が新卒者の就職先のひとつとして認識されてこなかった点を考えると対応の方法も見えてくるように思います。

「農業はクリエイティブでカッコイイ仕事だ!」というそれなりの有名人もいます。法律的事項以外には権限もなく知識や農業全般の経験というとまだまだ充分とはいえない部分もありますが、限られた時間(任期)の中で、しっかり農業振興の方向・方法を出し、具体的に行動していきたいものです。

振興委員 小嶋秀典

あぜ道だより



木島地区農業委員 小野 純 夫

農業委員に選出されて

農業委員会の職務は主に農地法第3条4条5条に基づき農地売買賃借の許可・農地転用案件への意見申および定期的な農地パトロールを通じて遊休農地の調査・指導など中心に農地に関する事務を執行する行政委員会となっております。

今般、農業委員会法の改正に伴い、最後の公選制選出となり、法改正の過渡期にもあり、新・旧法の習熟に努め地域住民から親しまれる農業委員会の使命達成に努力しているところです。

就任2カ月で、農地が適正に活用されているかどうか農地パトロールを含め、農業委員として招かれる地区敬老会・市民運動会等積極的に参加して地域の皆さんと交流親睦を図り、さまざまな事を学ぶ

機会が得られました。今後とも地域活動にも積極的に参加していく所存です。

最近の農業委員会活動の一環として、未来を担う子どもたちに米作りから稲刈り指導を通じて、お米の美味しい地域に育つていて恵まれた環境にいる事を理解し、少しでも農業の楽しさを理解してほしいと木島小学校の生徒たちと共に収穫作業に汗を流し、今後の脱穀および収穫祭において共に体験談を通じて農業の意義・楽しさを共有できればと願っています。

更に市内の中山間地在住の先輩知人の現場視察・面談を通じ、傾斜地における草刈りの作業から開放されるため除草対策として、主にゴルフ場のグリーンに使用されてい



る洋芝のベントグラスの見事な生育状態を体験しました。一つ課題を挙げるとすれば、芝の根に発生するコガネムシの幼虫に食べられ、部分枯れの状況をスミチオン散布等の対策が求められるが、全国各地から視察に訪れる現実を伺い、経営効率の良い新しいこれからの農業のあり方の一端を垣間見る事ができた気がします。

終わりに私は人間の幅を広げる三要素として、人・本・旅であると言われ共感しています。多くの「人」と触れ合い、その中から吸収し、さまざまなジャンルの「書物」から学び、他人まかせのレディーメイドの単なる旅行ではなく、自ら企画・立案・実行・記録の伴った見知らぬ地への「旅」を通じて多くを学び、これからも日々成長していきたいと念願し、農業委員としての職務を全うしていきたいと思っております。

農業委員会法が改正されました

農業協同組合法等の一部を改正する等の法律案が平成27年8月28日に成立し、9月4日に公布されたことにより、農業委員会法(農業委員会等に関する法律)についても改正が行われ、平成28年4月1日から施行されます。

ただし、飯山市農業委員会の場合は、現農業委員の任期満了となる平成30年7月31日まで、一部を除いて改正法ではなく改正前の農業委員会法が適用されます。

○改正の主なポイント

●**農業委員会業務の重点化**
 農業委員会の業務の重点は、農地利用の最適化(担い手農家への農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規就農等の農業参入の支援)の推進であることを明確化

●**農業委員の選出方法の変更**
 農業委員の選出方法は、

選挙制と選任制の併用から市町村長が議会の同意を得て任命する方法に変更

●**農地利用最適化推進委員の新設**
 農地利用の最適化の推進に取り組む体制を強化するため、農業委員とは別に、農業委員会が委嘱する「農地利用最適化推進員」を新設

○**農業委員会委員選挙人名簿登録申請書の提出はなくなり**
 法律の改正により、今後農業委員会委員選挙は行われないことから、昨年まで毎年11月にお配りし、翌年の1月に提出をお願いしていた「農業委員会委員選挙人名簿登録申請書」は、本年からお配りしませんのでご承知ください。

農業委員会活動報告 今年も小学生と一緒に米作り

市内の小学校で行われている米作りの授業に、依頼のあった小学校へ地元の農業委員が参加しました。

5月に行われた田植えと、9月に行われた稲刈りでは一緒に作業をしながら気持ちの良い汗を流すことができました。



農地相談のご案内

農地の売買や賃借、転用等に関することや、農業者年金に関する事などで相談したい方は、お気軽にお出かけください。

■日時 12月11日(金) 9:00~12:00・13:00~15:00
 ■場所 飯山市役所4階 第3委員会室

あしあと 9・10月の活動記録

- 9月10日 農業委員会役員会
- 30日 9月農業委員会総会
- 10月9日 農業委員会役員会
- 28日 農業振興委員会視察 (道の駅 信越さかえ・千曲川)
- 28日 10月農業委員会総会

飯山市農業委員会事務局
 飯山市役所農林課内
 電話：0269-62-3111 (内線261)
 FAX：0269-62-6221

15.11
 No.215